○　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
［略］	［同上］
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十六条の二十、第二十六条の二十一第二項、第二十六条の二十二、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。	第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六

）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一、第八十八条の十一第一項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の十三第二項並びに第百三十九条の二十一第三項、第四十七条、第四十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一、第八十八条の十一第一項、第百三十九条の四第九項、第百三十九条の六第四項、第百三十九条の十三第二項並びに第百三十九条の二十一

条の六第四項、第百三十九条の十三第二項並びに第百三十九条の二十一第二項	
［略］	

別表第二（第四条関係）

金融商品取引法	
第二十六条の二十、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八及び第六十六条の八十一	
［略］	

	第二項
［同上］	

別表第二（第四条関係）

金融商品取引法	
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八及び第六十六条の八十一	
［同上］	

別表第三（第五条関係）

［略］	金融商品取引法
第二十六条の二十、第二十六条の二十二、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含	

別表第三（第五条関係）

［同上］	金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三	

	む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一並びに第八十八条の十一第一項
［略］	

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法	第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十六条の二十二、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条

	項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一並びに第八十八条の十一第一項
［同上］	

別表第四（第八条関係）

金融商品取引法	第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十六条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六

の四、第四十六条の六第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、

第三項、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十九、第百一条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百一条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の四第十項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の五第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の六第五

	第百三十九条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）
［略］	
	項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の七第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百三十九条の十四第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百三十九条の二十一第三項（第一号に係る部分に限る。）
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。